定期監査指摘事項		
監査対象機関名	議会事務局	
監査実施年月日 平成31年4月12日(金)		
監査の結果		措置の状況
議事録テープ反記	R業務委託について	
・平成 30 年度に	こおける議事録テープ反訳	・今後は契約保証金に関する事項の記載と
業務委託におい	いて、契約書に契約保証金	免除する旨の決裁文書の作成を徹底しま
に関する事項が記載されていない。契約		す。
保証金を免除す	するのであれば、その旨の	
決裁をとること	- 0	
議会だよりの契約	りについて	
・平成 30 年度に	こおける議会だよりの契約	・今後は契約保証金に関する事項の記載と
について、入村	L保証金及び契約保証金を	免除する旨の決裁文書の作成を徹底しま
免除する決裁が	ぶとられていない。免除す	す。
るのであれば	内部の意思決定を示すこ	
と。		
・設計書が局長	一人のみで作成されてい	・設計書の作成にあたっては、検査・校合
る。検算、校台	合も含め、複数人で確認を	も含め事務局職員複数人で確認を徹底し
すること。		ます。
府外出張について		
・議会の旅費につ	ついて、出張の工程の根拠	・今後は旅費について出張の工程の根拠と
となる資料が作	作成されていない。利用し	なる資料(目的・日時・場所・内容等)と、
た電車等の料金	金の内訳がわかる資料を作	電車等の料金の内訳がわかる資料(イン
成すること。		ターネットからの打ち出し・可能であれ

ば領収書等)の添付を徹底します。

監査対象機関名 総務課	
監査実施年月日 平成31年4月18日(木)	
監査の結果	措置の状況
消防団員の報酬について	
・平成 30 年度の消防団員報酬の支払いに	・指摘を受け、令和元年5月以降の消防団
ついて、支払い事務の起案書が作成され	員への報酬、活動費の支払いは支払通知
ていない。	の起案を行っています。
区長会の報酬について	
・「区長会設置規程」により区長を置いてい	・区長会が地方自治法第 138 条の 4 に規定
るが、地方公共団体は、法律又は条例の	する委員会、附属機関の定義、具体的な基
定めるところにより、委員等の機関を置	準要件を満たしているのかを精査し、必
くことができる、と地方自治法第 138 条	要に応じて条例による設置を検討しま
の4第3項に規定されている。委員とし	す。
ての区長の任命にあたり、条例設置の検	
討を行うこと。	
府外出張について	
・税務職員の研修における府外出張につい	・旅費の取扱については、人事担当課と協
て、研修センターからの請求額を旅費と	議します。内容により本人が支払うべき
して村から研修センターに支出してい	ものは、指摘のとおり請求に基づき旅費
る。旅費は研修に参加した職員の請求権	として本人に支給し、支払手続をするよ
であるため、村から職員に支出し、職員	う指導します。また、内容的に村が債務
から研修センターに支払う手続きをとる	を負うものは、予算要求時に負担金とし
こと。	て支出するよう整理します。
例規システム更新委託業務について	
・年間を通じてシステムを利用するのであ	・例規システムについては年間を通じて役
れば、長期継続契約を実施してはどうか。	務の提供を受ける必要がある業務である
	ため、長期継続契約を検討し、業務の簡素
	化を図ります。
・年度末に提出されている完了報告書だけ	・今年度から、更新作業等の業務の実施内
ではいつ更新作業を実施したのかがわか	容がわかる完了報告を提出させ、検査復
らない。契約書に書かれている項目ごと	命書を作成します。
に作業の完了報告をさせ、検査復命書を	
作成すること。	
顧問弁護士の委託について	
・契約の起案文書に予算額等の情報が記載	・今後は新たに契約する起案には予算額等
されていない。	の情報を記載します。

監査の結果

- ・毎年、契約に対して異議が無ければ自動 更新することとなっているが、契約満了 前に村として更新してよいか、という決 裁をとること。
- ・年間を通じて役務の提供を受ける必要が あるならば長期継続契約を実施してはど うか。
- ・負担行為を毎月入力しているが、年当初 に1年分の顧問料についての負担行為を 入力し、支払は毎月実施すればよいので はないか。追加の業務委託があった場合 は追加分についての支出負担行為を入力 すれば良いのではないか。

「ふるさとチョイス」業務委託の契約につ いて

- ・毎年、契約に対して異議が無ければ自動 更新することとなっているが、契約満了 前に村として更新してよいか、という決 裁をとること。
- 年間を通じて役務の提供を受ける必要があるならば長期継続契約を実施してはどうか。
- ・年度末に提出されている完了報告書だけ ではどのような業務を行ったのかわから ない。事業を実施した内容がわかる報告 書を貰うこと。

ふるさと寄附金推進事業委託の契約につ いて

・毎年、契約に対して異議が無ければ自動 更新することとなっているが、契約満了 前に村として更新してよいか、という決 裁をとること。

措置の状況

・次回の契約更新時に長期継続契約の可否 について精査したうえで、相手方と協議 し、改めて契約を締結します。

・今年度から、1年分の負担行為を実施し、 毎月の顧問料を支出する方法としました。来年度も継続して実施し、事務の簡素化を図ります。

・次回の契約更新時に長期継続契約の可否 について精査したうえで、相手方と協議 し、改めて契約を締結します。

・今年度から、更新作業等の業務の実施内 容がわかる完了報告の提出を求めます。

・次回の契約更新時に長期継続契約の可否 について精査したうえで、相手方と協議 し、改めて契約を締結します。

監査の結果

・ 寄附金額と謝礼品の交換数を把握し、業者から発行されたポイントがきちんと謝礼品に交換されているかを確認した方が良いのではないか。 半端のポイントなど保有したまま失効してしまったポイント分の金額は業者の利益になってしまっているのではないか。 使用されないポイントの扱いについて整理すること。

措置の状況

・失効したポイントについては、村に返還 されるよう、現在委託業者と協議中です。

庁舎警備委託業務の契約について

- ・平成30年度の契約時に業者選定の起工 伺いが作成されていない。
- ・提出されている契約保証金免除申請書の 日付の記載が抜けている。
- ・今後は業者選定の際には起工伺いを作成します。
- ・契約保証金免除申請書が提出された際に は日付の記入の確認を徹底します。

機械警備委託業務の契約について

- ・平成30年度の契約時に業者選定の起工 伺いが作成されていない。
- ・提出されている契約保証金免除申請書の 日付の記載が抜けている。
- ・指名競争入札を実施しているが、落札したのは、村に当初機械を導入した業者となっている。設計価格(単価)は担当者が作成しているが、契約単価について、近隣の市町村の事例を調査し、妥当な価格であるか確認すること。
- ・ 今後は業者選定の際には起工伺いを作成します。
- ・契約保証金免除申請書が提出された際に は日付の記入の確認を徹底します。
- ・今後は設計の際には、近隣の市町村の事 例を調査するなど、適正な設計価格の積 算に努めます。

公共施設業務委託の契約について

- ・現場が確認する完了届に印鑑が無いものがある。また、完了届の提出された日と確認した日がわかるように日付を記載すること。
- ・個々の施設の完了報告は提出されているが、業者が契約の最後に提出する業務のまとめの完了届も提出させたほうが良いのではないか。
- ・契約保証金の免除申請書は提出されているが免除して良いか、という決裁をとる こと。

- ・完了届のへの押印及び日付の記入の確認 を徹底します。
- ・今年度から契約終了時にも実施した業務 の内容が判断できる完了届を提出するよ う業者に指示します。
- ・今年度から契約保証金及び入札保証金の 免除をする際は決裁をとるよう事務処理 を徹底します。

監査の結果	措置の状況
・入札保証金を免除しているが、免除する	
という決裁をとること。	
清掃業務委託の契約について	
・委託料の総額は50万円を超えているが、	・事務決裁規程に従い、総額の委託料に応
村長決裁がとられていない。村長決裁を	じた決裁をとるように徹底します。
とること	
・シルバー人材センターに依頼しているが、	・今年度からシルバー人材センターに日々
出勤簿をつけて清掃の実施状況を確認す	の出勤簿及び年間の業務報告を提出する

- ること。また、年間の業務報告も提出さ せること。
- よう指示します。

監査対象機関名 総務調	·	
監査実施年月日 令和元	元年5月10日(金)	
監査の結果		措置の状況
固定資産税課税事務、	住民税普通徴収事	
務、軽自動車税課税事務	8、住民税特別徴収	
事務処理委託について		
・契約保証金の免除申請	青書は提出されてい	・今後は契約保証金免除の可否について決
るが、免除して良いか	、という決裁がと	裁をとるようにします。
られていない。決裁を	ことること。	
・契約書に契約保証金は	に関する項目が記載	・今後は契約書に記載します。
されていない。		
• 契約保証金免除申請書	計が契約書と別のフ	・今後は契約保証金免除申請書と契約書を
ァイルに保管されてい	いる。契約書と同一	同一ファイルに綴るようにします。
のファイルに綴ること	- 0	
・契約書の起案文書に鉛	6筆で追記がされて	・指摘の通り改善します。
いる。追記する場合は	はボールペンを使用	
して「追記」と記載し	ノ、追記した日を記	
入し、追記者の印を推	すこと。	
旧自然休養村管理セン	ターの土地賃借料	
について		
・土地、建物の貸付けは	、財務規則第95条	・今後は貸付料の算定及び減免を行う際
の3に基づき、貸付料	4を算定すること。	は、財務規則に基づいた事務手続きを実
貸付料を減免するなら	っぱ、財務規則第 95	施します。
条の4及び第 95 条の)5の手続きをとる	
こと。		
コンビニ収納代行業務は	こついて	
・契約している業者につ	oいては自動更新で	・3年を目途に委託業務内容の状況を点検
契約することになって	ているが、何年かに	し、委託先及び契約内容を見直します。
一度は業者の見直しる	と実施すべき。	
税務証明手数料について		
・発行手数料について、	レジの打ち込み額	・指摘の通り改善しました。
と金額の確認をしてい	いるが、申請書とレ	
ジの打ち込み額の確認	尽がされていない。	
申請書の記載ミスやレ	/ジの打ち込みの際	
のミスも考えられるの	つで、収入金額の確	
認者が申請者の記載し	た申請書の内容と	
収入した金額の確認を	微底すること。	

監査対象機関名	人事財政課	
監査実施年月日	令和元年6月14日(金)	
監査の結果		措置の状況
職員研修の委託に	こついて	
・年度毎に研修計画を作成し、効果のある		・今後は、村職員の資質向上や能力開発に

- ・年度毎に研修計画を作成し、効果のある 研修を実施すること。また、研修の評価 も実施すること。
- ・個人毎の研修記録台帳を作成し、各職員 がどのような研修を受けたのか管理する こと。また、職員が役職毎にどのような 研修を実施していくのか、という研修計 画も作成すること。
- ・今後は、村職員の資質向上や能力開発に 必要な研修を効果的に実施し、研修実施 後に効果検証を行います。
- ・個人台帳を早急に整備し、役職毎の研修 についても、必要に応じて見直しを図り 効果的な研修を企画していきます。

行政監查指摘事項

監査対象機関名	健康福祉課
監査実施年月日	令和元年5月17日(金)

監査の結果

介護保険料の滞納について

- ・徴収吏員の任命がされていないが、介護 保険料の徴収に行くには専用の身分証の 携帯が必要ではないか。制度を確認し、 正しい事務の執行に努めること。
- ・時効の2年間に徴収するよう納付指導の 強化に努めること。
- ・税の債権担当と連絡を密にとり、今後の 徴収方法を検討すること。

保育料の滞納について

- ・保育料滞納対策実施要綱に督促手数料について明記されていない。督促手数料を 徴収するのであればその旨を条例で定めること。
- ・保育料滞納対策実施要綱第7条において、保育料の滞納処分を行う徴収吏員は健康福祉課の職員をもって充てることとされているが、徴収吏員の身分証の様式が定められていない。携帯する身分証について整理すること。

措置の状況

- ・千早赤阪村介護保険条例施行規則内に記載がありました。規則にのっとり徴収吏 員証を発行します。
- ・電話・訪問等にて適切に徴収業務を行うよう努めます。
- ・今後も債権担当者と連絡を取り、滞納者 個別に徴収方法を検討するよう努めま す。
- ・今年度10月より幼児教育・保育の無償 化が実施されること、また、令和2年度 より、村内に1か所ある私立保育所が認 定こども園に移行することに伴い、費用 の徴収は施設が行うため、督促手数料の 徴収は行いません。
- ・要綱を改正し、保育料徴収員証の様式を定めました。

監査対象機関名	住民課
監査実施年月日	令和元年6月21日(金)

監査の結果

国民健康保険料の滞納について

- ・過去の滞納整理に関する情報はパソコン 内にのみ保存しておくのではなく、書面 で保存し、課長に報告すること。不納欠 損を判断する際の資料を残すこと。
- ・国民健康保険条例施行規則第41条に、事務に従事する職員は様式第32号による職員証を携帯することとなっているが、職員証が作成されていない。制度を確認し、正しい事務の執行に努めること。
- ・提出された分納誓約書に文書収受の受付 印が押されていないものや文書番号がと られていないものがある。文書管理規程 に沿った執行に努めること。
- ・滞納者には口座振替を案内し、自主納付の指導に努めること。
- ・税の債権担当と連絡を密にとり、村税と ともに国民健康保険料の徴収に努めると ともに滞納整理に取り組める体制を整え ること。

措置の状況

- ・監査で指摘を受けた以降に提出された分納誓約書には、システムから出力した交渉記録を添付して課長決裁をとっています。
- ・職員証は、令和元年8月1日付で作成し、 職員に交付しました。
- ・今後は文書管理規程に沿った事務執行に 努めます。
- ・滞納分は口座振替ができないため、現年 分について口座振替で納付するよう、納 付相談時などに勧奨します。
- ・債権担当との連携を強化し、多重滞納者 への対応に努めるとともに、滞納整理に 取り組める体制づくりに努めます。